

やめよ！徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信

No.85 (2010.4.6)

事務局 TEL/FAX 0584-78-4119

大垣市田町1-20-1 近藤方

徳山ダムの岐阜県負担1157億円！！

3月19日の岐阜県議会土木委員会に、徳山ダム建設費の岐阜県負担分が出ました。

繰り返しますが、岐阜県は利水分をまるまる一般会計（河川課予算）から水資源機構に直払 3341億円の徳山ダム建設事業費のうちの岐阜県負担分は利水（約8%）と治水（約12%＝直轄負担金）、併せて681億円。この多くが借金で、利息がついて実に1157億円。交付税措置を考慮した実施負担額は940億円で、利水の償還は2030年度まで、地方債などの償還（元金・利息）は2042年度まで行われる予定だとか。

H22年度予算案に計上された徳山ダム建設事業費支払い分は、実に53億7千万円。

H20年度当初予算の岐阜県の河川課の河川費は160億円。この内で、いわゆる河川改修関係（河川維持費、床上浸水対策緊急事業費など。ダムを除く）はざっと40億円弱だそうです。53億7千万円が、いかに大きいことか・・・・。（次ページに続く）

市民による「豊かな海づくり大会」

2010年6月5日(土)、6日(日) 岐阜で

☆ 6月5日(土) 長良川国際会議場国際会議室

10時～ 基調講演

① 長良川の魚たち 向井貴彦・岐阜大准教授

② 河口堰と長良川 山内克典・岐阜大名誉教授

昼食休憩（朴葉鮒のお弁当・・・要申込み）

13時～ シンポジウム 豊かな川から豊かな海へ

源流地域の林業家、上・中・下流部の漁業者、川魚専門店主などの生の声

17時～ 長良川国際会議場近くの河原でバーベキュー

会費1000円 飲み物別途（要申込み）

☆ 6月6日(日) 川と親しむイベント（要申込み）集合=長良橋北詰付近

10時～ ラフティング、川釣り、水辺の生き物観察

13時半～ 川原町を中心に岐阜のまちと歴史散歩

フレ企画：長良川河口堰観察会（河口堰をくぐる、ヘドロ堆積を確認する）

4月25日(日) 10時に船着き場に集合して乗船。参加費2000円。

関連企画：お話「長良川の魚たちは今」向井貴彦・岐阜大准教授

4月30日(金) 19時～ パタゴニア日本支社名古屋店（久屋大通）

上記の企画の詳細は未定も多く、今後具体化する協賛・関連企画もあります。

お申込み・お問合せは 武藤仁さん 090-1284-1298 へ



徳山ダムのおかげで、岐阜県は揖斐川流域も他の河川流域も「お金がないから治水対策は遅々として進まない」のです。脆弱な堤防は危ないと知りつつ放置されています。

岐阜県のH22年度の当初予算は約7500億円です。国のH22年度予算が約92兆円。53億7千万円を国の予算規模と同じ割合で換算すると実に約6600億円に当たります。

繰り返しますが、徳山ダムの水を使う予定もない（需要もない、取水等の専用施設計画が存在しない）岐阜県は利水分をまるまる一般会計（河川課予算）から水資源機構に直払いしています。将来にわたって大垣地区で徳山ダムの水の需要など発生するはずがありません。「一般会計（教育や福祉と同じお財布）から不要な水の代金を払う」という異常な状態が続きます。

岐阜県のHPぎふポータル <http://www.pref.gifu.lg.jp/> >> 県政資料発表 >> 3月20日

徳山ダム建設事業に関する岐阜県の負担額について より一部抜粋

<負担金の仕組み>

種別	支払先	支払時期	財源	後年度負担
治水分	国 (直轄事業負担金)	毎年度 (S46～H23)	一般財源	(現年度で負担)
			地方債 →	元利償還(公債費) S51～H54
利水分 [上水 工水]	水資源機構	毎年度 (S51～H17)	地方債 →	元利償還(公債費) S53～H45
		ダム完成後	機構借入資金 →	元利償還(負担金) H20～H42

2 利息を含めた総負担額（1,157億円）について 内訳

県負担額		負担額の内訳	
		県債償還金+各年度負担	水資源機構借入資金償還金
治水	510億円	510億円	
利水	上水	186億円	186億円
	工水	461億円	348億円
合計	1,157億円	623億円	534億円

23億円×23年間

さらに利水償還金と本体の治水負担分の他に、巨額のダム管理費も支払っています（H20年度=4.2億円。H21年度=4.4億円（当初請求分）。

福祉にも教育にもお金が回らない・・・要らないものを要ると言い張って作ってしまうことの怖さがはっきりとあらわれてしまっています。

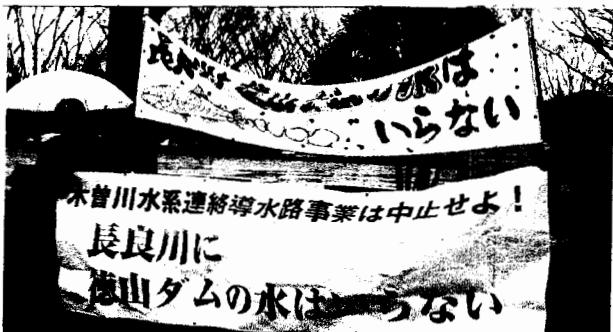
ダラダラと事業費を費やす「凍結」って一体何？

昨年9月25日の前原大臣宛要請の「続き」として、3月9日に中部地整前で要請行動を行いました。

1. 長良川市民学習会と導水路はいらない！

愛知の会の共同要請

昨年9月25日の要請事項（※）を踏まえ、以下の要請をしました。



- ① 木曽川水系連絡導水路事業の来年度予算を執行しないこと。執行しない分については自治体への請求を見合わせること。
- ② 速やかに事業の中止に向けた法的手続きに入ること（上記「3.」）
- ③ 木曽川水系における過去の河川政策の検証と今後の河川整備を、真に「住民参加」で行うこと（上記「4.」「5.」）

※1. 国土交通省および独立行政法人水資源機構における「木曽川水系連絡導水路事業」にかかるすべての業務をただちに停止し次の段階に入らないこと 2. 来年度予算ではこの事業の予算をゼロとすること（事業の凍結）3. 速やかに事業の中止に向けた法的手手続きに入ること（木曽川水系連絡導水路事業実施計画の廃止と木曽川水系水資源開発基本計画の変更、木曽川水系河川整備計画の変更）— 加えて—4. この事業を中止する過程で、木曽川水系における過去の河川政策、特に長良川河口堰建設、徳山ダム建設の検証と評価を真摯に行うこと 5. 「同じ過ちを繰り返さない」ために、真に住民が参加し、真っ当な内容のある議論をする恒常的な「流域委員会」（河川法16条の2第3項に加えて、第4項の趣旨をもきちゃんと取り込んだもの）を、木曽川水系において設置すること。そのうえで、3で述べた「木曽川水系河川整備計画の変更」を行うこと

2. 長良川市民学習会としての長良川河口堰ゲート開放要請

”地元世論”は変化している

今年、岐阜県がわざわざ「豊かな海づくり大会 ぎふ長良川大会」を引っ張ってきたことに合わせて、地元新聞が「川」に関する連載特集記事を載せています。山と海を繋ぐ川を分断したダムや河口堰の問題がさまざまな角度から指摘されています（一部を別紙に）。梶原前知事の時代は、地元報道機関が徳山ダムや長良川河口堰に関する「問題」は深くは載せにくいような風潮がありました。しかし、時間とともに「問題」を事実で明らかになり、県民・市民の意識も変化してきました。

2月はじめ投開票の岐阜市長選の候補者アンケートでも、全候補が導水路にネガティブ、河口堰の開放の肯定的です。

徳山ダム建設中止を求める会としての3月30日声明

全国のダム事業が止まるか？という激震が走った昨秋以降、各地の県営ダムで「駆け込み本体着工契約」がなされました。国交省はこれを追認する補助金予算を組んでいます、「地域主権」の名目で！これでは「政権交代」そのものへの不信が広がってしまいます。

「凍結」の実をあげよ

まさにムダ！徳山ダム導水路（木曽川水系連絡導水路）事業の5億円予算

2010年3月30日

徳山ダム建設中止を求める会（代表 上田武夫）

3月29日、水資源機構は来年度の事業計画を公表した。徳山ダム導水路（木曽川水系連絡導水路）事業には「環境調査等の継続」として5億円を計上している。これは国の予算に対応したものである。

昨年秋、国交省は徳山ダム導水路（木曽川水系連絡導水路）事業を凍結するとし、予算の執行も停止した。が、「工事の新たな段階には入らない、これまでの継続」ということで新年度に5億円もの予算をつける、というのでは「凍結」という言葉は何なのか？

「コンクリートから人へ」というスローガンの下での「凍結」という言葉には「中止」の可能性を多く含まれている、というのが常識的な見方であろう。事業が中止されれば、建設を前提になされている「環境等の調査」は無意味となる。ムダそのものではないのか?

昨年8月末の総選挙で、国民は大胆な政策転換を選択したはずだ。現政権はその国民の選択に正面から向き合い、政策転換のメッセージを明確にするべきである。

5億円予算の執行停止、及び中止のための法的手続き(諸計画の見直し)に早急に入ることを、国交大臣に強く求めたい。

財政破綻状態の岐阜県にも、この「5億円」に対応する直轄負担金の支払いが求められることになる。

(中略)

木曽川水系における過去の河川政策、特に長良川河口堰建設、徳山ダム建設は、明らかに誤りであった。この長良川河口堰と徳山ダムを「有効利用」しようという導水路事業は、この誤りを押し隠し、ムダにムダを重ねるものでしかない。「新たな段階の工事は進めない」とながら「現段階調査」の費用をダラダラと支出し続けるのではなく、一刻も早く正式に中止するべきである。

そして、その中止に至る過程を十分に透明なものとし、今後の日本の河川政策を本来あるべき姿へと転換していくきっかけになることを、心から期待する。

以上

愛知県導水路住民訴訟 (導水路はいらない! 愛知の会 HP参照)

第3回口頭弁論 1月14日(木) 宮崎武雄さんが原告意見陳述をしました。

第4回口頭弁論 3月24日(水) 森下東治さんが原告意見陳述をしました。

被告側の現段階の主張は「愛知県が支払うのは適正な手続きに則って策定された計画に基づく事業の負担金なのだから中味を審理する必要はない、門前払いするべき」というものです。しかしその理屈は通るはずはありません。多分、國の方針を見定めるための被告側の「時間稼ぎ」なのでしょう。次回は6月2日(水) 15:30~

設楽ダム住民訴訟(第1審)結審 判決は6月30日

3月10日に結審しました。多くの原告側証人の尋問が行われた審理でした。この裁判の行方は導水路裁判にも大きく影響します。

新川決壊水害訴訟控訴審結審 判決は8月31日

3月23日に結審しました。1月に結審の予定でしたが延びました・・・被控訴人が最終段階で出してきた主張を徹底的に反論したから。新川決壊水害訴訟の原告団は、自らの大きな被害の体験から、高い意識・志をもって裁判に取り組んできました。河川管理者を免罪し続ける水害訴訟に一石を投じ、河川管理・河川行政のあり方を転換する一歩となる判決となることを心から念じています。

恒例:徳山村キャンプ 8月28日(土) - 29日(日)

「やめよ!徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表:上田武夫

公式HP <http://www.tokuyamadam-chushi.net> 事務局長ブログ <http://tokuyamad.exblog.jp/>

編集責任:近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: k-yuriko@octn.jp

郵便振替:00800-7-31632 年会費 1000円

